

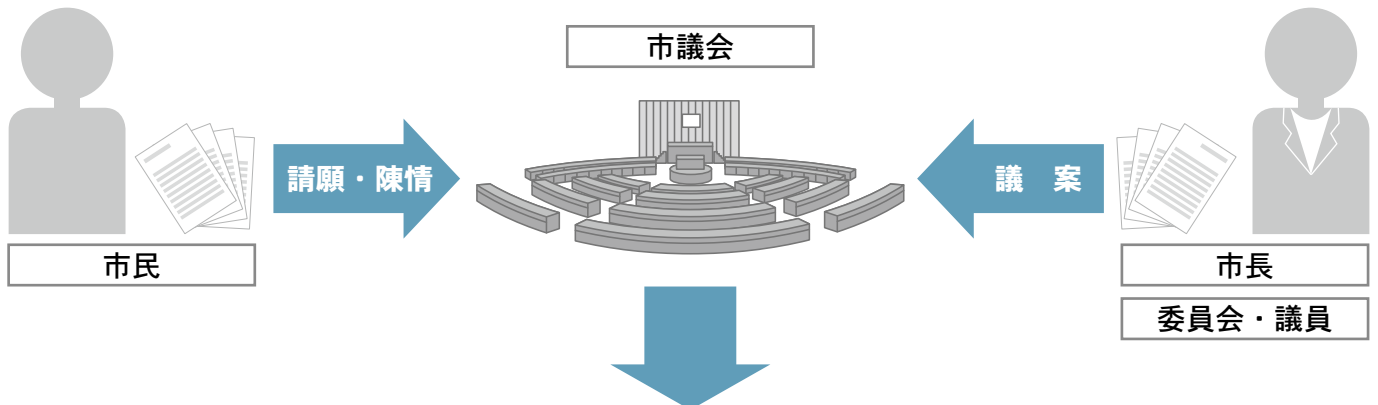
市議会の役割

市議会には、市民の代表として十分な活動ができるように、議決権、調査権、監査請求権などのいろいろな権限が与えられています。
これらの権限に基づいて、次のような仕事をしています。

議決	市政を進めるうえで重要な事柄を決め、議会が「意思」を決定することを議決といいます。議決により、条例を制定したり、予算を決定したり、決算を認定したりします。
選挙	議長・副議長や選挙管理委員などを選挙します。
検査 監査	市政が正しく行われているかを調べるため、市の事務を検査したり、監査委員に監査を求めたり、調査をしたりします。
その他	意見書の提出など

定例会の流れ

市議会には、定期的に行われる定例会と必要がある場合に開かれる臨時会があり、市長が招集します。
安中市の定例会は、年4回（おおむね3月、6月、9月、12月）開いています。



本会議	開会	
	議案上程	開会日に議案が本会議の議題となります。
	提案理由説明	議案の提出者がその趣旨を説明します。
	質疑	議員が議案について疑問点等を問いただし、提案者が答弁します。
	委員会付託	議案を詳細に審査するため委員会に付託します。

委員会	質疑・討論・採決	付託された議案について審査し、委員会としての可否を決めます。 ○必要に応じて、追加説明や資料の提供を求めたり、現地調査を行います。
-----	----------	--

本会議	一般質問	議員が議案とは関係なく市政一般について質問し、市長などが答弁します。 ○安中市では通常2日間に分けて、1人40分の持ち時間の中で様々な質問を行います。
-----	------	--

本会議	委員長報告	委員会での審査結果などについて報告します。
	討論	議員が賛成・反対の意見を述べます。
	採決	議案の可否を決定します。
	閉会	